

久万高原町社会福祉協議会指定相談支援事業所 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）に基づく指定相談支援サービスを提供します。指定相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	3
4. 営業時間.....	3
5. 職員の体制.....	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
7. サービスの利用に関する留意事項.....	4
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について.....	5
9. 損害賠償保険への加入.....	5
10. 事故発生時の対応.....	6
11. 秘密保持.....	6
12. 虐待の防止.....	6
13. 適切な相談支援事業の提供体制確保について.....	6
14. 業務継続計画（BCP）の策定等について.....	6
15. 感染症予防及びまん延防止のための措置について.....	7
16. 苦情の受付について.....	6

久万高原町社会福祉協議会指定相談支援事業所
当事業所は久万高原町の指定を受けています。

（第 3833400017号）

（第 3873400018号）

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 久万高原町社会福祉協議会
所 在 地	愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩 2920-1
電 話 番 号	0892-56-0750
代 表 者 氏 名	会長 玉泉 豊
設 立 年 月	平成16年8月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業 平成30年4月1日久万高原町指定第3833400017号 指定障害児相談支援事業 平成30年4月1日久万高原町指定第3873400018号 対象者区分 身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者（発達障害者を含む）、政令で定める難病等により障害がある者
事業の目的	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法に基づく指定相談を行い、サービス利用計画を作成し適切なサービスを提供することを目的とする。
事業所の名称	久万高原町社会福祉協議会指定相談支援事業所
事業所の所在地	愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩 2920-1
電 話 番 号	0892-56-0750
管 理 者 氏 名	倉橋 真未 (専任 <u>兼任</u>)
事業所の運営方針について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所は、利用者がその能力及び適性に応じ、自立した日常生活又社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の家族の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談及びサービス利用計画作成等の援助を適切に行うものとする。 2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 3. 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 4. 事業の実施にあたっては、上記の他、関係法令等を厳守する。
開 設 年 月	平成18年10月1日
事業所が行なっている他の業務	久万高原町社会福祉協議会指定一般相談支援事業 平成24年4月1日愛媛県指定第3833400017号

3. 事業実施地域

上浮穴郡久万高原町全域

4. 営業時間

営業日	毎週 月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する 休日及び12月29日～1月3日までを除く。
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	午前8時30分～午後5時15分

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	業務内容
1. 管理者（兼務）	1名	事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
2. 相談支援専門員	1名	利用者の生活全般に係わる相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行う。
3. ピアサポーター	1名	利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行う。

当事業所では、利用者に対して指定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

管理者・相談支援専門員 倉橋 真未
ピアサポーター 正岡 俊彦

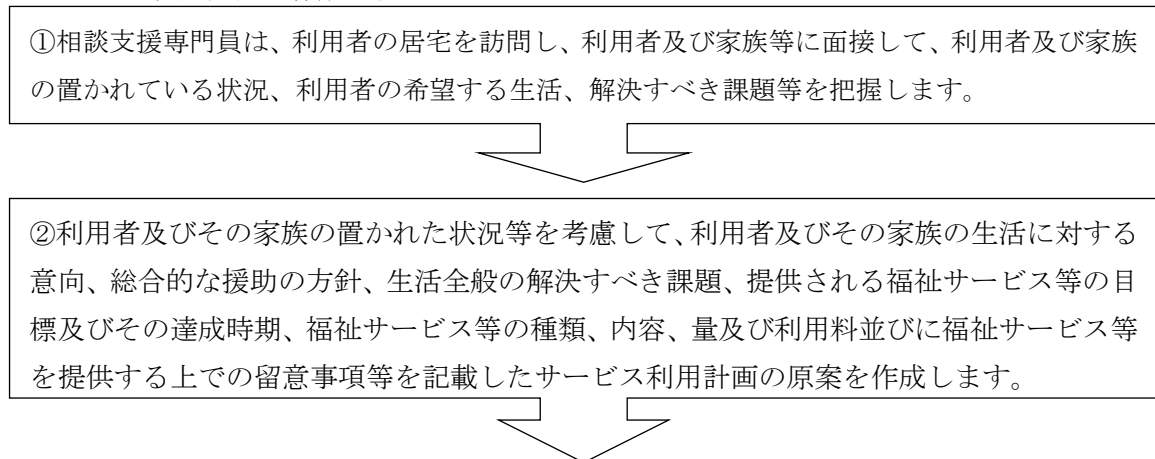
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容（利用契約書第3条～6条参照）

①サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

<サービス利用計画の作成の流れ>



③相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

②サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等とサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案、サービス等利用計画・障害児支援利用計画及び、モニタリング報告書（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）作成月は1回以上面接し、経過を把握します。
- ・サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ピアサポート体制

ご利用者が希望される場合は、ピアサポーターが、障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして、心理的・体験的なサポートを行います。

(2) 利用料金（利用契約書第8条参照）

①サービス利用料金

指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、町から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) 受給者証の確認（利用契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに相談支援専門員にお知らせください。また、担当者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（利用契約書第10条4項参照）

本事業所では、関係法令（諸規程等久万高原町社会福祉協議会個人情報保護規程）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた町への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
----------	---------------------

9. 損害賠償保険への加入（契約書第11条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

加入先 三井住友海上火災保険株式会社

保険名 福祉総合賠償責任保険

補償の概要 対人・対物賠償、人格権侵害補償 1億円（支払い限度額）

その他賠償補償（その他費用・見舞費用等）

10. 事故発生時の対応

事業所は事業所業務の提供により事故が発生した場合には速やかに県・町及び利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を行い、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとします。

11. 秘密保持

- (1) 相談支援専門員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又その家族の同意を、あらかじめ文章により得るものとします。

12. 虐待の防止（契約書第10条5項参照）

(1) 虐待防止措置について

ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③虐待を防止するための定期的な研修の実施

(2) 虐待防止対策体制について

虐待通報受付担当者は、受付けた通報内容を虐待防止責任者に報告します。虐待防止対応責任者は内容を確認した上で、原因解決の検討、当事者との話し合いを行い迅速な改善を図る事とします。また、虐待防止検討委員会への虐待防止結果の報告、虐待原因の改善について当事者（ご家族も含む）及び虐待防止検討委員会への報告をします。また、サービス提供時に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとします。

(3) 虐待通報の受付の方法

虐待の受付については、面接・電話・書面などにより虐待防止受付担当者は受付をします。

虐待防止受付担当者 管理者 倉橋 真未

13. 適切な相談支援事業の提供体制確保について（契約書第10条6項参照）

適切な指定相談支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

14. 業務継続計画（BCP）の策定等について（契約書第10条7項参照）

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための措置を講じます。

- ①業務継続計画の策定
- ②研修・訓練の実施
- ③業務継続計画の定期的な見直し

15. 感染症予防及びまん延防止のための措置について（契約書第10条8項参照）

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底するための措置を講じます。

- ①感染症対策委員会の定期開催
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③研修・訓練の定期実施

16. 苦情等の受付について（契約書第16条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	所在地	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920-1
	窓口機関名	久万高原町社会福祉協議会本所
		久万高原町社会福祉協議会指定相談支援事業所
	代表者	管理者 倉橋 真未
	電話番号	0892-56-0750
FAX	0892-56-0166	
苦情解決第三者委員 ※別紙1を参照	所在地	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920-1
	窓口機関名	久万高原町社会福祉協議会本所
	電話番号	0892-56-0750
	FAX	0892-56-0166
受付時間	午前8時30分～午後5時15分	

(2) 行政機関その他苦情受付機関

久万高原町役場 保健福課 社会福祉班 障害者福祉係	所在地	上浮穴郡久万高原町久万212番地
	電話番号	0892-21-1111
	FAX	0892-21-2860
	受付日	毎週月曜日～金曜日。「但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く」
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
愛媛県社会福祉協議会 愛媛県運営適性化委員会 苦情解決部会 (救ピット委員会)	所在地	松山市持田町三丁目8-15
	電話番号	089-998-3477
	FAX	089-921-8939
	受付日	毎週月曜日～金曜日。(但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く)
	受付時間	午前9時00分～午前12時00分、午後1時00分～午後4時30分

令和 年 月 日

指定相談支援サービスの提供の開始に際し、事務所備え付けの「久万高原町社会福祉協議会指定相談支援事業所 重要事項説明書」により重要事項の説明を行いました。尚、説明した重要事項説明書は、ご契約者に一部お渡しします。

久万高原町社会福祉協議会指定相談支援事業所

説明者職名 相談支援専門員 氏名 倉橋 真未 印

(契約者)

私は、「久万高原町社会福祉協議会指定相談支援事業所 重要事項説明書」により事業者から重要事項の説明を受け、指定相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 愛媛県上浮穴郡久万高原町

氏名

印

(代理人)

代理人住所

本人との続柄

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第173号(平成18年9月29日)第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。